

平成29年12月定例会

河合町議会会議録

平成29年12月7日 開会

河合町議会

平成29年第4回（12月）河合町議会定例会会議録目次

○招集告示…………… 1

第 1 号 （12月7日）

○議事日程…………… 3

○本日の会議に付した事件…………… 3

○出席議員…………… 3

○欠席議員…………… 4

○出席説明員…………… 4

○欠席説明員…………… 4

○議会事務局出席者…………… 4

○開会の宣告…………… 5

○開議の宣告…………… 5

○町長のあいさつ…………… 5

○会議録署名議員の指名…………… 6

○会期の決定…………… 6

○付議事件の一括提案理由の説明…………… 7

○議案第38号の質疑、討論、採決…………… 11

○議案第42号の質疑、討論、採決…………… 14

○議案第35号から議案第37号、第39号、議案第40号、議案第41号の委員会付託… 14

○散会の宣告…………… 15

○署名議員…………… 16

河合町告示第26号

平成29年第4回（12月）河合町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成29年12月 1日

河合町長 岡井 康德

1 期 日 平成29年12月 7日

2 場 所 河合町議会議場

平成 2 9 年 1 2 月 7 日（木曜日）

（ 第 1 号 ）

平成29年第4回（12月）河合町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

平成29年12月7日（木）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第38号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第42号 河合町子ども・子育て会議設置条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第35号 平成29年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 6 議案第36号 平成29年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 7 議案第37号 河合町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第 8 議案第39号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第40号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第41号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から第10まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

- | | |
|-----------|----------|
| 2番 大西孝幸 | 3番 清原和人 |
| 4番 馬場千恵子 | 5番 吉村幸訓 |
| 6番 岡田康則 | 7番 森尾和正 |
| 8番 池原真智子 | 9番 西村 潔 |
| 10番 疋田俊文 | 11番 谷本昌弘 |
| 12番 中尾伊佐男 | 13番 辻井賢治 |

欠席議員（1名）

1番 岡田 美伊子

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	岡井 康徳	副 町 長	東 正 次
教 育 長	竹 林 信 也	企 画 部 長	澤 井 昭 仁
総 務 部 長	福 井 敏 夫	福 祉 部 長	門 口 光 男
住 民 生 活 部 長	堀 内 伸 浩	ま ち づ く り 推 進 部 長	竹 田 裕 昭
教 育 部 長	井 筒 匠	企 画 部 次 長	森 嶋 雅 也
総 務 部 次 長	木 村 光 弘	福 祉 部 次 長	辰 己 環
住 民 生 活 部 次 長	岡 田 昌 浩	ま ち づ く り 推 進 部 次 長	中 山 雅 至
教 育 部 次 長	上 村 欣 也	安 心 安 全 推 進 課 長	阪 本 武 司
財 政 課 長	上 村 卓 也	税 務 課 長	浮 島 龍 幸
住 民 福 祉 課 長	中 野 雅 史	高 齢 福 祉 課 長	山 本 孝 典
保 健 ス ポ ー ツ 課 長	中 野 典 昭	認 定 こ ど も 園 準 備 室 長	佐 藤 桂 三
特 命 担 当	梅 野 修 治	住 民 生 活 課 長	上 村 英 伸
地 域 活 性 課 長	福 辻 照 弘	上 下 水 道 課 長	石 田 英 毅
教 育 総 務 課 長	杉 本 正 範		
欠 席 者 1 名			
総 務 部 次 長	上 村 豊		

会議に従事した事務局職員

調 整 員 堀 内 一 憲

開会 午前10時00分

◎ 開会の宣告

○議長（疋田俊文） 本日、告示第26号をもって平成29年第4回定例会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。

よって、平成29年第4回定例会は成立しましたので開会します。

なお、1番、岡田美伊子議員より欠席の届出を受けております。

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） これより本日の会議を開きます。

◎町長のあいさつ

○議長（疋田俊文） 町長、招集の挨拶を登壇の上願います。

○町長（岡井康徳） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

（町長 岡井康徳 登壇）

○町長（岡井康徳） 皆さん、おはようございます。

平成29年第4回定例会を召集いたしましたところ、議員各位にはご多忙中にもかかわらず、ご出席をいただき厚く御礼を申し上げます。

まず、先日の新聞報道につきまして議会、住民のみなさまに多大なるご心配をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。住宅修繕費につきましては、修繕負担区分の明確化など管理制度の改善に努め併せて今回の補正予算と来年度予算により解決したいと考えております。また、水道事業会計からの繰入金については、計画どおり平成31年度以降8年間で整理してまいりたいと考えていますのでよろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

さて、本議会においては議案第35号から議案42号の8案件を上程させていただいております。後ほど副町長から説明を申し上げますので、慎重なるご審議を賜りご決定いただきます

事をお願いを申しあげまして招集のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（疋田俊文） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、13番、辻井賢治議員、2番、大西孝幸議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（疋田俊文） 日程第2 会期の決定を議題とします。

12月1日と本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、岡田康則議会運営委員長より会期等について報告願います。

○6番（岡田康則） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 岡田委員長。

○6番（岡田康則） 去る12月1日及び本日、議会運営委員会を開会しましたので、その結果を報告いたします。

会期は、本日12月7日より12月14日までの8日間といたします。

本日の議事日程につきましては、議案第35号から議案第42号の8議案を本日一括上程し逐条審議いたします。

なお、一般質問につきましては、12月12日、13日に本会議を再開し行いたいと思います。

又、議員発議が1件提出されております。取り扱いについては最終日に審議いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（疋田俊文） お諮りします。

会期等については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告どおり本日7日より14日までの8日間と決定します。

◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長（疋田俊文） それでは、理事者より議案第35号より議案第42号までの8議案について、提案理由の説明を登壇の上願います。

○副町長（東 正次） はい、議長。

○議長（疋田俊文） はい、副町長。

（副町長 東 正次 登壇）

○副町長（東 正次） それでは、平成29年12月定例議会に上程致されました、議案第35号から議案第42号までの8議案につきまして、順次ご説明を致します。

議案第35号 平成29年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ9,875万6,000円を追加し、予算総額を68億2,767万2,000円とするものでございます。

第2条「地方債の補正」につきましては、4ページをお開き願います。

このことにつきましては、4事業の借入限度額を表のとおり定め、起債の限度額を合計10億1,470万円とするものでございます。

それでは歳出からご説明を致します。12ページをお願いします。

今回の補正のうち、給料、職員手当等、共済費の人件費につきましては、人事院勧告に基づく給与改定に伴う754万5,000円の増額と、職員の年度途中の退職や育児休業等による1,958万3,000円の減額で、人件費全体では1,203万8,000円の減額となっております。

次に、人件費以外の項目についてご説明致します。14ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費の財政調整基金費1,665万3,000円の減額につきましては、財源調整による減額となっております。

次の、街再生事業費400万円の増額につきましては、TBSテレビの「ナイナイのお見合い大作戦」の開催地として本町が決定されたことに伴う事業費の増額となっております。18ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費の社会福祉総務費では、繰出金95万7,000円の増額で、介護保険特別会計保険事業勘定において、制度改正に伴うシステム改修費の財源となる国庫補助金が確定したことに伴い、一般会計からの繰り出し金を増額するものです。20ページをお願いします。

障害福祉費 6,599万8,000円の増額につきましては、内訳として、自立支援医療給付費 468万5,000円の増額、精神障害者医療給付費 176万1,000円の増額、地域生活支援事業費 893万4,000円の増額、介護給付費 5,061万8,000円の増額で、いずれも給付費等の増加に伴い扶助費を増額するものでございます。

3款民生費、2項児童福祉費の児童福祉施設費では、賃金 379万2,000円の増額で、保育所臨時保育士の賃金単価改正などにより賃金を増額するものでございます。24ページをお願いします。

4款衛生費、2項清掃費の塵芥処理費 1,800万円の増額につきましては、焼却施設の緊急修理に伴う増額となっております。28ページをお願いします。

7款土木費、5項住宅費の住宅管理費では、修繕料 2,290万円の増額で、町営住宅等の補修に伴ない修繕料を増額するものでございます。30ページをお願いします。

9款教育費、2項小学校費の小学校建設費 920万円の増額につきましては、小学校再編に伴う第二小学校改修工事設計業務委託費の増額となっております。34ページをお願いします。

10款災害復旧費、1項農林業施設災害復旧費の農業施設災害復旧費 260万円の増額につきましては、去る10月22日の台風21号の豪雨により、農業用ため池などが被害を受けたことから、復旧工事を実施するものでございます。

次に、歳入についてご説明致します。8ページをお願いします。

13款国庫支出金、1項国庫負担金で 2,765万1,000円の増額。

同じく、13款国庫支出金、2項国庫補助金で 446万7,000円の増額。

14款県支出金、1項県負担金で 1,382万5,000円の増額。

同じく、14款県支出金、2項県補助金で 311万3,000円の増額。

20款町債、1項町債で 4,970万円の増額。

以上、歳入歳出 9,875万6,000円の増額補正となっております。

議案第36号 平成29年度河合町介護保険特別会計補正予算についてでございます。

第1条「保険事業勘定の歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ191万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額を20億1,677万2,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたします。8ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費42万円の減額につきましては、介護保険制度改正に伴うシス

テム改修費の確定による減額となっております。

5 款積立金、1 項基金積立金233万2,000円の増額につきましては、財源調整による介護給付費準備基金積立の増額となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。6 ページをお願いします。

4 款国庫支出金、2 項国庫補助金でシステム改修補助金の確定により95万5,000円の増額。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金で95万7,000円の増額となっております。

以上、歳入歳出191万2,000円の増額補正となっております。

議案第37号 河合町犯罪被害者等支援条例の制定についてでございます。

このことにつきましては、犯罪被害者等基本法に基づき、本町における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念や支援のための施策の基本となる事項を定めることで、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図り、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的として、本条例を制定するものでございます。

内容につきましては、相談及び情報の提供を総合的に行うための窓口の設置、見舞金の支給及び犯罪被害者等が置かれている状況や支援について、理解を深めるための啓発などについて定めるものがございます。

この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

議案第38号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

このことにつきましては、障害又は発達に問題のある幼児及び生徒の就学の適正化を図るために設置している「就学指導委員会」につきまして、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備等を進めるため、委員会の掌握事務を見直し、名称を「教育支援委員会」と改めることに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。内容につきましては、別表第1中、「25 心身障害児就学指導員」を「25 教育支援委員会委員」に改めるものです。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

議案第39号、議案第40号、議案第41号につきましては、平成29年度の人事院勧告に基づき、これに準拠して条例の一部を改正するものでございます。

議案第39号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。内容につきましては、期末手当の年間総支給月数を0.05月分引き上げるものでございます。第1条で、平成29年度については、12月期の支給月数を0.05月分引き上げるも

のでございます。

第2条で、平成30年度以降については、6月期と12月期の支給月数を、それぞれ0.025月分引き上げるものでございます。

この条例は、公布の日から施行しますが、第2条の規定については平成30年4月1日から施行するものです。また、第1条の規定は平成29年4月1日から適用するものでございます。

議案第40号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。内容につきましては、期末手当の年間総支給月数を0.05月分引き上げるものでございます。第1条で、平成29年度については、12月期の支給月数を0.05月分引き上げるものでございます。第2条で、平成30年度以降については、6月期と12月期の支給月数を、それぞれ0.025月分引き上げるものでございます。

この条例は、公布の日から施行しますが、第2条の規定については平成30年4月1日から施行するものです。また、第1条の規定は平成29年4月1日から適用するものでございます。

議案第41号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。内容につきましては、まず、勤勉手当につきまして、年間総支給月数を0.1月分引き上げる改正でございます。第1条で、平成29年度について12月期の支給月数を0.1月分引き上げ、第2条で、平成30年度以降は6月期と12月期の支給月数を、それぞれ0.05月分引き上げる改正でございます。また、行政職給料表を平均0.2%引き上げる改正でございます。

この条例は、公布の日から施行しますが、勤勉手当の平成30年度以降の支給月数の改正につきましては、平成30年4月1日から施行するものです。

また、勤勉手当の平成29年度の支給月数の改正につきましては、平成29年12月1日から、行政職給料表の改正につきましては平成29年4月1日から適用するものでございます。

議案第42号 河合町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

このことにつきましては、本町の機構改革に伴い「福祉部福祉政策課」から「福祉部社会福祉課」に変更となったことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。内容につきましては、第8条、会議の庶務について「福祉部福祉政策課」から「福祉部社会福祉課」に改正するものでございます。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、上程致されました8案件の説明とさせていただきます。

よろしく、ご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

◎議案第38号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第3 議案第38号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） この条例で教育支援委員の方は何名おられますか。

○教育総務課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杉本課長。

○教育総務課長（杉本正範） 現在16名でございます。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） この教育支援委員さんについて、対象が乳幼児からと聞いたんですけども対象範囲が広がって行ってるという事なんですけど、この人数で十分やっつけられるという事で判断されてるんでしょうか。

○教育総務課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杉本課長。

○教育総務課長（杉本正範） 委員さんの人数については、専門家の医者とかを含めまして16名という事です。かなり対応の範囲も広がっているところですけども、現状はこの人数でいけております。

○8番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○8番（池原真智子） 心身障害児就学指導員と教育支援委員会委員の元の額を教えてください。

のと、今教育委員会委員の配置は16人という事を聞いたんですけども、心身障害時就学指導委員の人数及び教育委員の16人の配置場所を教えてください、具体的な仕事の中身を教えてください。

○教育総務課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杉本課長。

○教育総務課長（杉本正範） 今回の教育支援委員会の委員という事で配置といいますか配置といいますか、委員会ですので検討事項があるときに集まっていただいて、審議いただくという委員会です。仕事の内容としましては以前は子どもさんが就学するにあたって、そこで入級するかとか特別支援学校に行く等の判断をしていただく場なんですけどもこれからはそれにプラスしまして途中から普通の学校に入級したけども途中から状態が変わって特別支援学校に行かなければならないとかになりました時も同じように審議していただいて、決定していきます。今後は啓発等も行っていかなければならないと思っております。それと日当の方ですが、金額は以前と同じ5,000円でございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○教育部長（井筒 匠） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 教育部長。

○教育部長（井筒 匠） 少し補足させていただきます。配置と言いましたけども、委員会の構成メンバーという事で言いますと、ドクター3名、保育士、各小学校長、園長、特別支援学校の関係者、保健師、家庭支援担当者のそれぞれのところに担当がありまして、馬場議員の説明の中で、広がったというか大きな流れがありまして、ご承知の方もいらっしゃると思いますが、障害者にかかる法律が大きく変わってきて自閉症という言葉がここに来てかなり世間から認知されるようになった、あるいは国際条約に障害者部分で批准したという事があって、教育支援の在り方について大きく流れが変わってきて、小さい子どもさんから幅を広げて連携をしていって、その中で情報交換なり、教育をしていくというシステムを構築していく。昨年の4月に県が同じような流れで名称を変更しています。その時点で認識はしておいたんですが、我々も共通認識する中で環境整備をする、名称の変更に留まらず共通認識を進めていく中で今般教育委員会でも規則の改正を認めていただいて、先日第1回の支援委員会を開く中で保育所、幼稚園、保健師にも同じ認識をしていこうと。ただこれからという部分がありますので、それは色々これからこういう取り組みをしているという事で申し上げるようになってきたと思っております。

○8番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○8番（池原真智子） 教育支援委員会委員の数は就学指導委員会が名称が変わったということなんです。今、部長がおっしゃいましたが、何が変わったかというのが一番大事だと思うんです。就学指導委員会は障害者団体からも賛否両論がかつてあって、自分達の都合で障害児を振り分けるのかという批判がありました。だからこそ、こういう名称が変わったんだろうと思うんですけど。何が一番変わった点なのか教えて下さい。それと、答えなかったんですけど、心身障害児就学指導員の人数であるとか、配置先とか具体的な仕事の内容が無かったのもう一度お願いします。

○教育総務課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杉本課長。

○教育総務課長（杉本正範） 大きく変わったところは、先ほども言いましたように、就学先の決定につきましては今までの就学指導委員会と同じでございます。それに留まらないで入学後も一環した支援といいますか、途中で色々相談等がありましたらその相談の支援やこれから研修会等も開催していかなければならないという所と、啓発活動にも力を入れていくことが大きく変わっております。もう1つ心身障害児就学指導委員につきましては、名称が以前の名称でありまして、この制度ができたのが昭和50年代でございます。その時の言い方が残っていて、現在まできているところで、就学指導委員のことでございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより、議案第38号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方举手願います。

（賛成者举手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第38号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第4 議案第42号 河合町子ども・子育て会議設置条例の一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（「ありません」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより、議案第42号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって議案第42号 河合町子ども・子育て会議設置条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

◎議案第35号から議案第37号、議案第39号、議案第40号、議案第41号の委員会付託

○議長（疋田俊文） 日程第5 議案第35号、日程第6 議案第36号、日程第7 議案第37号、日程第8 議案第39号、日程第9 議案第40号、日程第10 議案第41号の審議方法についてお諮りします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。
報告します。

議案第35号、議案第37号、議案第39号、議案第40号、議案第41号を総務常任委員会に付託します。

議案第36号を厚生常任委員会に付託します。

◎散会の宣告

○議長（疋田俊文） 以上をもって、本日の日程は全て議了しました。

本日はこれにて散会したいと思いますがお異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会とします。

散会 午前10時30分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 辻 井 賢 治

署 名 議 員 大 西 孝 幸